

平城宮第二次大極殿院幢旗遺構の再検討

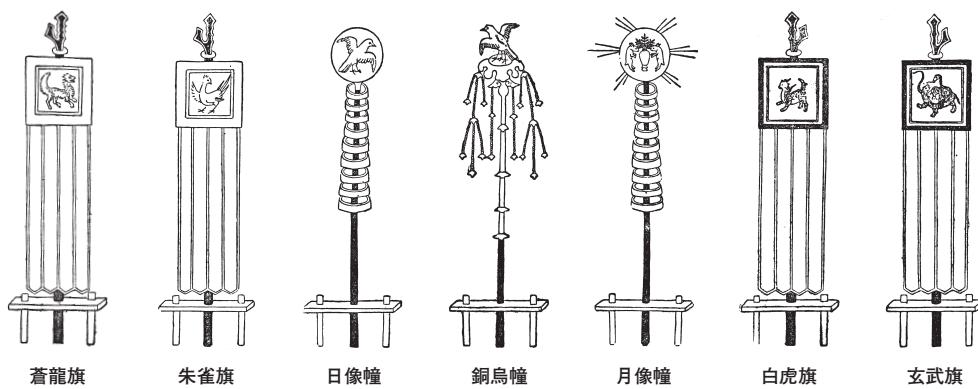
大澤正吾

I はじめに

宝幢・四神旗（幡）は鳥・日月・四神をモチーフにした7本の儀仗旗である。即位式や元日朝賀という古代国家の最重要儀式にのみ使用された。『延喜式』や平安時代院政期の即位式を伝える『文安御即位調度図』（図1）によれば、三足鳥を象った銅鳥幢、鳥が描かれた日像幢、月桂樹と兎などが描かれた月像幢、青（蒼）龍・朱雀・白虎・玄武がそれぞれに刺繡された四神旗が大極殿の前に横一列に並び、高さは3丈（約9m）、主柱に対して2本の脇柱が付く3本柱式とみえる。

この宝幢・四神旗（幡）を立てた幢旗（幡）遺構は、平城宮第二次大極殿の前庭で最初に発見され（町田・金子ほか1993）、桓武天皇の即位式にともなうとされた（寺崎・金子1993）。その後、長岡宮大極殿の前（山中1997、梅本2005、中塚・大藪ほか2005、大澤2019）、平城宮西宮前殿の前（西本2004、海野・芝ほか2015）、恭仁宮朝堂院南門の北（古川2016）で相次いで検出されたが、いずれも横長の柱掘方に3穴の柱抜取穴が並ぶ三本柱式の柱穴が、7基横一列に並ぶものであった。その後、藤原宮大極殿院南門の前で、大宝元年（701）の元日朝賀にともなう幢幡遺構が検出された。一本柱式の柱穴が中央に1基、その東西に各3基が三角形状に並ぶもので、宝幢・四神旗（幡）の最初の姿があきらかになった（大澤・諫早ほか2017）。

発掘遺構として残された課題は、全く不明であった平城宮第一次大極殿院の様相解明に



よる幢旗の定型化過程の解明と、類例の増加によって従来通り桓武即位に比定するには著しい不整合を生じている第二次大極殿院の幢旗遺構の再検討であった。第一次大極殿院にともなう幢旗遺構については、平城第69次調査の成果を再精査することであきらかにした。これにより、宝幢・四神旗は、奈良時代前期の平城宮において、三本柱式の幢旗が大極殿の前で7本横一列に並ぶものへと定型化したことが判明した（大澤2019a・b）。

他方、第二次大極殿院の幟旗遺構および年代観については、修正の必要性を指摘しつつも論じ残していた。本稿では、第二次大極殿院における儀式遺構の変遷を再検討し、幟旗遺構について矛盾なく説明することを目指す。

II 遺構の概要と問題の所在

遺構の概要 平城宮第二次大極殿院地区の遺構は、奈良時代前期のⅠ期と第二次大極殿が存在した奈良時代後期のⅡ期、平安時代初頭のⅢ期とに大別される。第二次大極殿院地区で検出された儀式遺構はⅡ期遺構と検出面を同じくし、第二次大極殿院にともなう（図1）。報告者である金子裕之と寺崎保広は、『平城宮発掘調査報告XIV』で、遺構の重複関係からこれをa期→b期→c期→d期の4段階に細別・年代区分し（図2・3）（町田・金子ほか1993、寺崎・金子1993）、今までこの変遷案が用いられてきた。以下、各期の儀式遺構について概要をまとめる。

a 期遺構：廊状遺構SX11271。11間1間の細殿風遺構の中央間の南に3間の張出が付く。

b 期遺構：第二次大極殿の前面に並ぶ3基と大極殿の北西・北東に位置する計5基の柱穴からなる旗竿遺構。SX11260、SX11259、SX9151、SX9168が検出されている。大極殿前面の柱穴は、横長の柱掘方に柱抜取穴が3穴並ぶ三本柱式。北西の柱穴は四方に脇柱をもつ構造で、心柱と脇柱の柱掘方が交差し十字形をなす。加えて閻門の南北に仮設の土廂SX11209Aを設置する。

c 期遺構：舞台状遺構SB11261～11266および渡り状遺構SX11270からなる。SB11261～11266は、大極殿基壇と閣門基壇から等距離の位置に東西に並ぶ4棟と、閣門の北に並ぶ

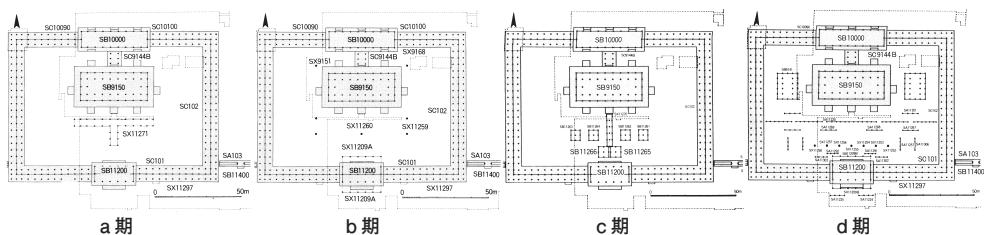


図2 第二次大極殿院地区Ⅱ期儀式遺構 『平城宮発掘調査報告XIV』、寺崎・金子案

2棟の計6棟があり、いずれも2間2間の総柱建物。SX11270は4間2間の南北棟建物で、SB11265・11266への渡り廊下か。

d期遺構：幢旗遺構SX11252～SX11258、旗竿遺構とみるSA11301・11302・11303・11224・11225、幘幕の支柱とみるSA11220、南北棟建物SB10034・9141、土廂SX11209Bからなる。閣門前面の旗竿遺構とみるSA11224・11225とあわせて、一連の遺構として報告され、大極殿前庭には、宝幢・四神旗に加え14条56本の旗竿が立てられたと復元されている。閣門前面の2条も含めると16条64本となる（寺崎・金子1993、金子2002）。

金子と寺崎は、b期遺構について、SX9151・9168を大極殿東西中軸で南に折り返した位置にも2基の柱穴を想定し、大極殿四隅の4基と大極殿前面の3基をあわせた合計7基からなる宝幢・四神旗を立てたものと復元した。そのうえで、宝亀元年（770）の光仁天皇の即位式に関わるとみた。また、d期遺構を天応元年（781）の桓武天皇の即位式にともなう遺構とし、幢旗遺構に宝幢・四神旗、その他の旗竿遺構には纛や幡が立てられたと考えた。結果として、a期・c期の年代は、b期・d期の年代に挟まれる形となり、以下の年代観が提示された（寺崎・金子1993）。

a期：天平18・19年（746・747）頃～宝亀元年（770）10月の間

b期：光仁天皇即位（宝亀元年（770）10月）

c期：宝亀元年（770）10月頃～天応元年（781）4月までの間

d期：桓武天皇即位（天応元年（781）4月）

問題の所在 この変遷案と年代観は、以下の2点から今日的には成り立たない。第一に、b期遺構に宝幢・四神旗を立てたとするのは、類例が増えた現在、配置方式からみて不可能である。そもそも既調査区であるにもかかわらず、SX9168の南北対称位置にあたる大極殿南東角部で柱穴は検出されておらず、検出遺構通り5基の柱穴とみなければならぬ。

第二に、幢旗遺構を含むd期遺構の年代を桓武即位式に限定した点についても、現在では成り立たない。この説は、d期の幢旗遺構に柱の立て替えの痕跡が見出せないことから、宝幢・四神旗の樹立は1回限りであり、毎年の朝賀ではなく即位式にともなうとみたうえで、遺構の重複関係上最も新しいことから桓武即位に比定したものである。さらに、光仁・桓武朝以前には地下に掘削をともなう構造ではなかったが、桓武即位において新式の定型化した宝幢・四神旗が生まれたとして、そこに桓武の新王朝意識を見出す狙いもあつた（寺崎・金子1993、金子2002）。

その後、長岡宮で朝賀にともなう幢旗遺構が発見されると、吉川真司は、即位式と同じ趣旨の儀礼が元日朝賀として毎年反復されたとみる「文献史学の「常識」」から、毎年の朝賀にも宝幢・四神旗は用いられ、柱穴の掘削は一度きりでも「幢柱管」を用いることで幢旗を複数回樹立したのであり、d期遺構を桓武即位に限定できないと金子の説を批判し

た。さらに吉川は、地下への掘削をともなう宝幢・四神旗（幡）は大宝元年の元日朝賀以降、継続して用いられたのであり、桓武の新王朝意識により掘削をともなう新式の幢旗が生まれたとはいえないとした（吉川1999）。

この論争（寺崎・金子1993、金子2002、吉川1999・2007）は、掘削をともなう掘立柱式の宝幢・四神旗、すなわち幢旗遺構が、平城宮第二次大極殿院d期遺構以前にも存在するか否かが急所であった。存在するのであれば、d期遺構を桓武即位に限定する金子・寺崎説は成立しなくなる。それは同時に、桓武即位に比定するための前提であった、幢旗の樹立を一度きりとみる必然性も失うことを意味し、吉川説の蓋然性を高めることになる。

近年、藤原宮で大宝元年の朝賀にともなう幢幡遺構が、第一次大極殿院で奈良時代前期の幢旗遺構があきらかになり、地下に掘削をともなう宝幢・四神旗（幡）が大宝元年から存在することが確実となった。加えて、恭仁宮では天平13年（741）と天平14年（742）の朝賀に対応する2年2回分の柱穴の掘削が発掘遺構として確認されている。

これらの発掘調査成果を踏まえると、幢旗（幡）遺構には、大宝元年の元日朝賀以降、即位式や毎年の朝賀の度に、宝幢・四神旗（幡）が基本的には立てられたと考えるのが、史料上も既知の発掘遺構からも整合的である。d期幢旗遺構を桓武即位に限定できないという点については、結果的に吉川説が支持される。

第二次大極殿院ではd期幢旗遺構以外に宝幢・四神旗を立てた遺構が見つかっていないことから、d期幢旗遺構は平城還都以降、第二次大極殿が完成した頃から長岡遷都まで用いられた可能性が一層高くなる。しかし、これにより直ちにd期の年代を引き上げられるわけではなく、なお課題は残る。金子と寺崎が論拠の一つとした遺構の重複関係について、合理的に説明をする必要があるからである。d期幢旗遺構を改めて評価するためには、第二次大極殿院地区II期遺構全体を整合的に再解釈することが不可欠といえよう（大澤2019a）。

III 第二次大極殿院儀式遺構の変遷

重複関係の整理 新たに変遷案を提示するにあたり、改めてII期遺構にともなう儀式遺構（図3）の重複関係を列挙しておく。

- ・ a期とb期には重複がない。『平城宮発掘調査報告XIV』p.136には重複し、a期の方が古いとあるが、遺構図では未確認。
- ・ a期とc期は重複し、a期遺構の方が古い。
- ・ a期とd期には重複関係がない。
- ・ b期とc期は重複し、b期遺構の方が古い。
- ・ b期とd期には重複関係がない。

・ c 期と d 期は重複し、 c 期遺構の方が古い

これをまとめると、 a 期 → b 期 → c 期 → d 期もしくは b 期 → a 期 → c 期 → d 期となる。 a 期と b 期の順序は重複関係がないため決まらないものの、遺構の重複関係について、 d 期遺構をもっとも新しいとした金子・寺崎による理解に確かに問題はない。一方で、 d 期の幟旗遺構は、平城還都以降、第二次大極殿が完成した頃から長岡遷都まで、即位式や毎年の朝賀に用いられたと考えなければならないのは前述の通りである。これをどう解決するかが問題となる。 a ~ c 期遺構をすべて大極殿完成以前の儀式にともなうとみることも不可能ではないが、大極殿完成以前に度重なる大規模な儀式をおこない、完成以後は d 期

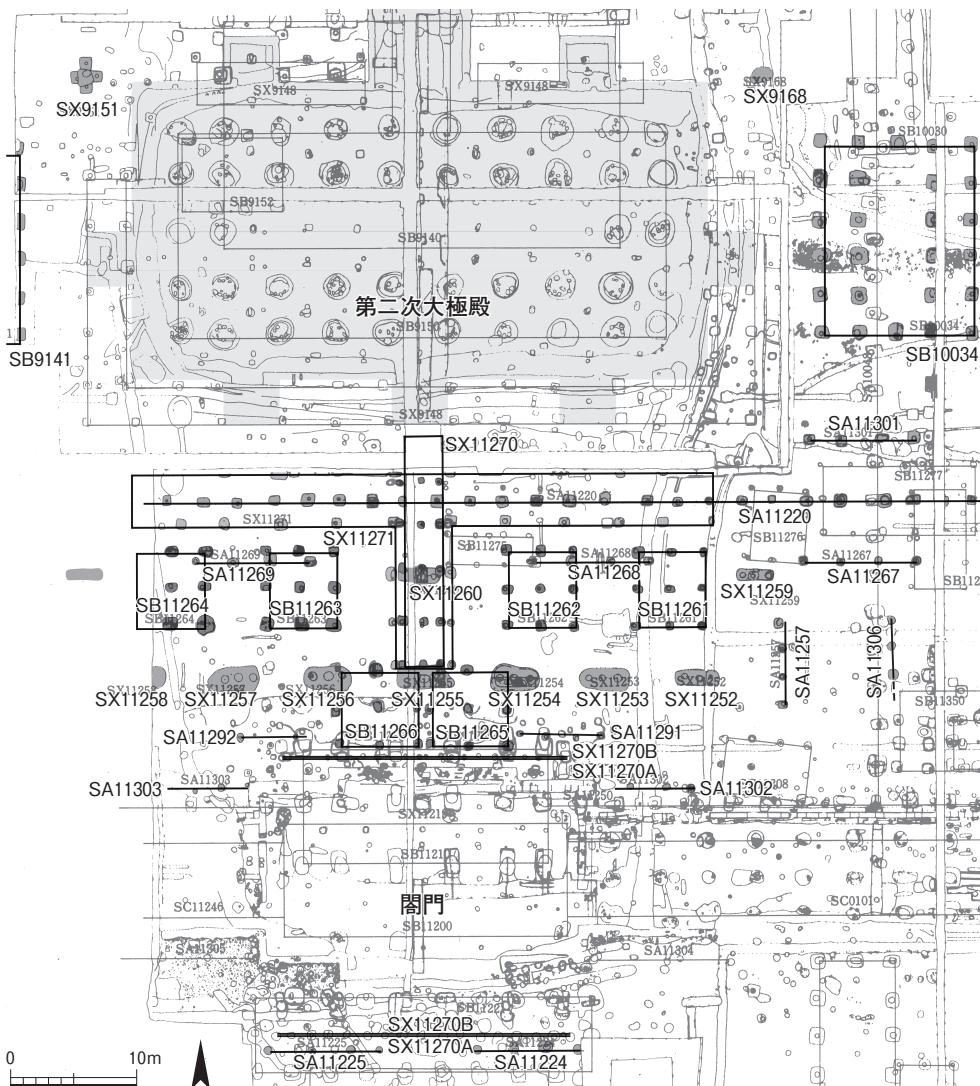


図 3 平城宮第二次大極殿院（平城宮第二次大極殿院地区Ⅱ期）儀式遺構 遺構図 1 : 600

遺構しか存在しないとは考えにくく、この立場はとらない。

d 期幢旗柱穴の再検討 ここで注目したいのは、金子が一度きりの掘削としたd期幢旗柱穴のうち、断面調査がおこなわれているSX11253とSX11254の細部構造である。他の儀式遺構と重複しないSX11253では、土層断面はシンプルで、確認された柱掘方・柱抜取穴は1回分であり（図4）、複数回の柱の樹立を積極的に示す平面プランや土層は確かに確認できない（金子2002）。

一方、c期遺構SB11265を壊し重複するSX11254では、土層断面がSX11253に比べ格段に複雑で乱れており、いくつかの解釈が可能である。金子の言うように、平面プランに複数回の柱の樹立を示す痕跡が明瞭ではないことから、柱掘方・柱抜取穴は1回分とみるのも確かに一案にはなる（金子2002）（図4上段）が、土層の複雑さを充分に説明できない。

SX11254の平面プランが1回分のみなのは、調査・報告者がd期幢旗遺構全体について1回のみの掘削とみたことが大きく影響していると思われるが、それでもなお、SX11254の土層がSX11253と比べ格段に複雑に分層されていることは、SX11254の複雑な実態を結果的に反映していると評価できる。

そこで、図4のように、複数見える立ち上がり状の分層線を2回目の柱掘方・柱抜取穴、最下層を1回目の柱掘方ないし柱抜取穴とみて、複数回の柱の樹立と考えれば、土層の複雑さを充分に説明でき、c期遺構と重複することとも調和する（図4下段）。この場合、2回目の柱掘方相互に重複関係があるため、他の幢旗柱穴のように、柱3本分の横長の柱掘方を一度に掘削し、3本の柱を立てたのではなく、1本分の柱掘方を1回ずつ計3回、個別に掘削したことになる。今のところ他に例がない。

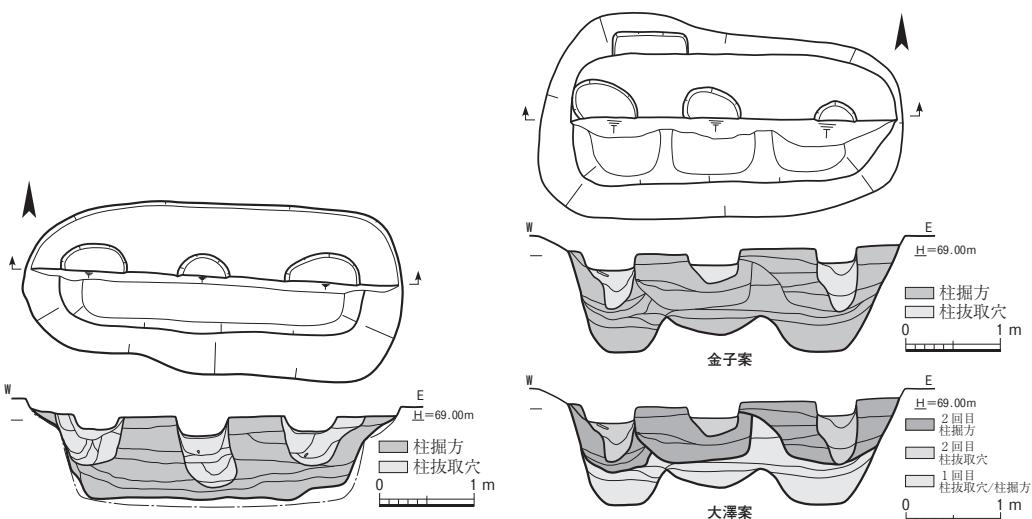


図4 幢旗遺構SX11253遺構図 1:80

図5 幢旗遺構SX11254遺構図 1:80

最下層の1回目の柱掘方ないし柱抜取穴については、柱抜取穴とみた場合、1本ごとではなく、一度に全てを抜き取っており、当該期としては異例となる。また、柱掘方とみた場合には、柱抜取穴から外れた位置を断ち割ったか、2回目の柱掘方に完全に壊されているため、1回目の柱抜取穴が全く遺存しないという理解になる。平面プランの中軸で断ち割っており、柱抜取穴から完全に外れるとは考えにくく、深さからみて1回目の柱抜取穴が2回目の柱掘方に完全に壊されているとも考えにくいことから、最下層についてはひとまず1回目の柱抜取穴とみておく。

2回の掘削とみた際には異例な特徴も目立つが、2回目の掘削が部分的な再掘削といった特殊な事情によると考えれば、異例な様相はむしろ自然に理解できる。あるいは今日的な水準で平面検出・土層観察すれば、個別掘削などの異例な特徴は通有なものへと解消される可能性も充分考えられよう。

いずれにしても、他の遺構と重複するSX11254の土層が、重複しないSX11253に比べて格段に複雑であることは、SX11254に特殊な事情が生じたことを強く示唆しており、c期遺構SB11265により一度は壊されたSX11254に、幢旗柱穴を再度掘削したことを反映しているとみるのが、土層的にも重複関係的にも、最も整合的である。

他の幢旗柱穴には本格的な断割調査がなされていないため確言するまでには至らないものの、以上の検討結果に基づけば、他の遺構と重複しないSX11252・11257・11258は1回のみの掘削、c期遺構と重複するSX11255・SX11256は2回の掘削であるとみてまず間違いない。そこで、1回目の掘削にともなうものをSX111252・11253・11254a・11255a・11256a・11257・11258からなるd1期幢旗遺構、2回目の掘削にともなうものをSX111252・11253・11254b・11255b・11256b・11257・11258からなるd2期幢旗遺構とする。このように理解することで、d期幢旗遺構がⅡ期を通じて存在しなければならないことと、発掘遺構で観察されたd期遺構が最も新しいという重複関係とを両立することができる。

幢旗遺構の常設性 遺構の重複関係については解決することができたが、d期幢旗遺構がⅡ期を通じて用い続けられるためには、1回ないし2回の柱穴掘削のみでも、宝幢・四神旗を毎年の朝賀や即位式で立てることが可能である必要がある。これについては「幢柱管」を常設することで可能となるのは吉川の指摘通りである（吉川1999）。この「幢柱管」の常設について、発掘遺構からも支持されることを以前にも指摘した（大澤2019a）が、本稿の知見を加えて改めて確認しておく。

基本的には毎年の朝賀や即位式の度に幢旗が立てられた通常時というべき事例である藤原宮幢幡遺構SX11400や、平城宮第二次大極殿院例のうちSX11253、長岡宮SX34300-P1～2・43017・43018には、1回分の柱掘方・柱抜取穴しか検出されていない。一方で、複数回あるいは複数条の柱穴掘削の考古学的な痕跡を確認できるのは、例外的・仮設的な場

合というべきものに限られている。第二次大極殿院例のうち部分的に再掘削されたSX11254や、大極殿が未完成であった際の2回の朝賀（天平13・14年）にともなう恭仁宮SX15402・15403では2回分の柱掘方・柱抜取穴が確認でき、西宮での朝賀（天平神護元年（765））および拝賀（神護景雲3年（769））にともなうとされる平城宮西宮SX19697～19703・SX19707～19713では南北2条の2回分の幢旗柱穴列が検出されており、後二者は史料にある儀式の回数とも対応している。

以上のように、通常時というべきものには一度きりの柱穴掘削しか確認できないのであり、「幢柱管」を常設することで幢旗（幡）を複数回立てたとみるのが、一回きりの柱穴掘削と複数回の幢旗樹立という一見矛盾する状況を最も無理なく説明できる。

もちろん、儀式の度に同一箇所へ柱穴を掘削し直し、幢旗（幡）を複数回立てたとみて、最終の柱掘方と柱抜取穴のみが遺存し、結果としてそれ以前の痕跡が完全に遺存していないとみることも不可能ではない。しかしその場合、恭仁宮例や第二次大極殿院例のうちSX11254では、同一柱穴への再掘削の痕跡が発掘遺構として確認できているにも関わらず、藤原宮例、平城宮第二次大極殿院例のうちSX11253、長岡宮例といった通常時というべき事例でのみ、再掘削の痕跡が偶然に全く遺存していないと理解することになり、不合理と言わざるをえない。

すなわち、幢旗（幡）を立てる柱穴は、基本的には1回のみの掘削で、そこに「幢柱管」を常設することにより複数回幢旗を立てたが、例外的・仮設的な場合には、その都度柱穴を掘削して幢旗を樹立し、儀式後に抜き取ったと考えるのが、遺構・史料上最も合理的である。第二次大極殿院のd期幢旗遺構についても、「幢柱管」を常設することで儀式の度に幢旗を立てており、基本的には幢旗柱穴の掘削は一度きりだが、c期遺構と重複するものについては再度掘削したため、結果として柱穴掘削が1回分のものと2回分のものとが並存することになったのである。

新遺構変遷案 以上をまとめた遺構変遷案は、以下の通りである。

d期幢旗遺構は第二次大極殿が完成したII期当初から存在し、a期遺構やb期遺構と並存した（d1期幢旗遺構）。幢旗柱穴には「幢柱管」が常設され、これを用いて宝幢・四神旗を毎年の朝賀や即位式で立てた。そして、d1期幢旗遺構のうち重複するSX11254・11255・11256を壊し、c期遺構をつくる。その後、c期遺構により壊されたSX11254・11255・11256を再度掘削し、「幢柱管」を再設置、宝幢・四神旗を立てた（d2期幢旗遺構）。

このようにd1期→d1期・a/b期→c期→d2期と理解することで、II期を通じてd期幢旗遺構が用いられたことを、発掘遺構の重複関係と矛盾なく整合して説明できる。

なお、幢旗遺構SX11252～11258以外のd期遺構が、d1期とd2期とどう関係するのかは不明であり、幢旗遺構と一連とされてきたSA11301・11302・11303・11224・11225な

表1 各宮殿における幘旗（幡）遺構

宮殿	幘旗（幡）遺構	年代	樹立位置	配置方式	文献
藤原宮	SX11400	701～710	大極殿院南門前	中央に1本、その東西に三角形状に各3本	大澤ほか2017
(平城宮第一次大極殿院)	幘旗遺構候補A・B	(710～740)	大極殿院南門前	(中央に1本、その東西に三角形状に各3本) (3本横一列+四角形状に4本)	大澤2019b
平城宮第一次大極殿院	SX6690	715～740	大極殿の前	7本横一列	大澤2019a
恭仁宮（大極殿未完）	SX15401～15403	741・742	朝堂院南門の北	7本横一列	吉川2016
恭仁宮（大極殿完成）	未検出	743	大極殿の前？	7本横一列？	
平城宮第二次大極殿院（大極殿未完？・大安殿）	未検出	745～750s前半頃	？	7本横一列？	
平城宮第二次大極殿院（大極殿完成）	SX11252～11258	750s前半頃～784	大極殿の前	7本横一列	本稿
平城宮西宮	SX19697～19703 SX19707～19713	765・769	西宮正殿の前	7本横一列	海野ほか2015
長岡宮	SX34300-P1～2・43017・43018	785～793	大極殿の前	7本横一列	山中1997ほか
平安宮	未検出	平安時代	大極殿の前	7本横一列	『延喜式』ほか

どの旗竿遺構や、幔幕の支柱とみるSA11220、南北棟建物SB10034・9141が果たして本当に一連のものであるのかなど、幘旗遺構にともなう遺構の組合そのものを含めてなお検討の余地がある。

IV おわりに

今回の新しい遺構変遷により、遺構の重複関係から桓武即位に比定されてきたd期幘旗遺構について、第二次大極殿が完成した当初から存在したと理解することが可能となった。これにより、藤原宮から長岡宮までの宮殿における幘旗（幡）遺構の変遷を、発掘遺構として矛盾なく説明できるようになり、基本的な対応関係がほぼ出揃つたことになる（表1）。

第二次大極殿院の儀式遺構に関して、幘旗遺構については解決できた。しかし、a・b・c期遺構の性格や年代については検討の余地が残っている。a・b・c期遺構の年代は、遺構の重複関係および出土遺物からは平城還都以降、長岡遷都以前とする以上には細かく絞り込めない。これを解決するためには、a・b・c期遺構が用いられた儀式の検討が必要である。吉川が仏教法会に関わると指摘した（吉川1999）b期の旗竿遺構が手掛かりとなると考えているが、この点についてはさらに検討を加えたうえで改めて論じることしたい。

参考文献

- 梅本康広 2005「2 長岡宮跡第343次（7ANEHJ-3地区）～大極殿院、乙訓郡衙跡、山畠古墳群～発掘調査報告」『長岡宮「北苑」・宝幢遺構』向日市埋蔵文化財調査報告書 第66集 向日市埋蔵文化財センター pp.95-106
- 海野聰・芝康次郎・青木敬・小田裕樹・今井晃樹 2015「平城宮第一次大極殿院広場の調査—第520次」『奈良文化財研究所紀要2015』 奈良文化財研究所 pp.142-150
- 大澤正吾・諫早直人・山本亮・西山和宏・山本崇 2017「藤原宮朝堂院の調査—第189次」『奈良文化財研究所紀要2017』 奈良文化財研究所 pp.84-102
- 大澤正吾 2019a「宮殿における幢幡（旗）遺構の展開」『条里制・古代都市研究』第34号 条里制・古代都市研究会 pp.15-40
- 大澤正吾 2019b「平城宮幢旗遺構の発見—平城京遷都と儀式遺構の変化—」『藤原から平城へ平城遷都の謎を解く』 奈良文化財研究所 pp.73-96
- 金子裕之 2002「平城宮の宝幢遺構をめぐって—宝幢遺構に関する吉川説への疑問—」『延喜式研究』第18号 延喜式研究会 pp.106-129
- 寺崎保広・金子裕之 1993「V 4 遺構の性格」『平城宮発掘調査報告 XIV』 奈良国立文化財研究所創立40周年記念学報 第51冊 奈良国立文化財研究所 pp.145-170
- 中塙良・大藪由美子・國下多美樹 2005「1 長岡宮跡第430次（7ANEHJ-10地区）～大極殿院（前庭）宝幢跡～発掘調査報告」『長岡京跡ほか』向日市埋蔵文化財調査報告書 第68集 向日市埋蔵文化財センター pp. 1-60
- 西本昌弘 2004「孝謙・称徳天皇の西宮と宝幢遺構」『続日本紀の諸相』続日本紀研究会 塙書房 pp.273-293
- 古川匠 2016「1 恭仁宮跡平成27年度保存活用調査報告（恭仁宮跡第95次調査）」『京都府埋蔵文化財調査報告書（平成27年度）』 京都府教育委員会 pp. 1-10
- 町田章・金子裕之・小野健吉・上野邦一・岸本直文ほか 1993『平城宮発掘調査報告 XIV』 奈良国立文化財研究所創立40周年記念学報 第51冊 奈良国立文化財研究所
- 中山章 1997「長岡宮宝幢遺構」『考古学ジャーナル』418 ニュー・サイエンス社 pp.34-36
- 吉川真司 1999「長岡宮時代の朝廷儀礼—宝幢遺構からの考察—」『年報 都城』10 向日市埋蔵文化財センター pp.201-217
- 吉川真司 2007「大極殿儀式と時期区分論」『国立歴史民俗博物館研究報告』第134集 国立歴史民俗博物館 pp. 7-26

挿図出典

図1：『群書類従』第七輯所収『文安御即位調度図』より作成

図2：町田・金子ほか1993

図3～5：町田・金子ほか1993を一部改変